

加入資格

- ・組合員のみ加入できます。
- ・全理連火災共済(店舗造作営業用什器一式)に加入されている方。

加入日

毎月1日に加入できます。

加入金額

組合員理容店の店舗造作営業用什器一式1件あたり300万円から600万円まで100万円単位で、火災共済什器一式の加入金額+100万円のみ加入できます。

契約期間

- ・契約期間は火災共済と同様に契約更改日より1年間です。加入日から次の契約更改日(1日)午後4時までで、掛金の払込みをもって自動的に更新します。
- ・中途加入者の契約期間は、加入日より次の契約更改日までとなります。

！ ご注意 ！

全理連火災共済(店舗造作営業用什器一式)およびワイドプランに加えて一般の火災保険などに加入される場合、保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

掛金(年額)

掛捨て

平成30年7月1日以降更改の組合より改訂!!

ワイドプランの加入金額は、「火災共済(什器一式)の加入金額+100万円」となります!

ワイドプラン加入金額	構造	ワイドプラン掛金	ご加入できる方
300万円	耐火	10,500円	火災共済(什器一式)200万円加入者
	非耐火	19,000円	
400万円	耐火	10,900円	火災共済(什器一式)300万円加入者
	非耐火	19,700円	
500万円	耐火	11,200円	火災共済(什器一式)400万円加入者
	非耐火	20,400円	
600万円	耐火	11,600円	火災共済(什器一式)500万円加入者
	非耐火	21,100円	

※ワイドプランの掛金は、動産総合保険料と制度運営事務費(300円)で構成されています。

※制度運営事務費は本制度募集にあたって発生する費用(パンフレット発送費、電話代、事務管理費など)に使用されます。

※全理連火災共済掛金は含まれていませんので、別途必要となります。

※更改日前の掛金は、平成29年度のパンフレットでご確認ください。

補償の対象

理容店が所有する設備

- ・理容いす ・シャンプー台
- ・冷暖房設備 ・給湯ボイラー など

理容店が所有する什器・備品

- ・レジスター ・テレビ
- ・ロッカー ・ソファー など

理容店が所有する造作(注)

- ・店舗内の照明機器
- ・店舗内の建具(来客用の窓・ドアなど)
- ・店舗内の壁のクロス
- ・造作と判断できる店舗の床板 など

●建物、家財は補償の対象となりません。補償の対象は、店舗造作営業用什器一式に限定されています。

●現金や預貯金通帳などは補償の対象となりません。

(注)店舗用以外の造作、店舗建物から離れた造作や建物と判断される場合は補償の対象となりません。

保険金のお支払方式について

損害が生じた補償の対象が修理できる場合には損害発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費(注1)を、修理できない場合には再調達価額(注2)による支払基準となります。

(注1)損害が生じた補償の対象物の再調達価額を超えないものとします。

(注2)同等のものを新たに取得するのに必要な金額

お支払いの対象となる事故

①火災、爆発・破裂

全理連火災共済

火災で設備・什器や備品類が焼失した。

※損害額に応じて全理連火災共済から共済金が支払われます。

②落雷、風・雹・雪災

台風等による風災で、設備・什器が損傷した。

③外部からの物体の飛来など

店舗が車にあて逃げされ、設備・什器が破損した。(注)

④給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給排水設備の事故により設備・什器が水濡れした。

⑤騒擾、労働争議など

デモ行進に伴う暴動により、設備・什器が破損した。

⑥盗難

店舗に泥棒が侵入し、設備が破損、什器が盗まれた。

⑦水災

台風等による洪水で、理容いす等が、水濡れした。

⑧①～⑦以外の不測かつ突発的な事故

店舗内を清掃中、誤って設備・什器を破損させてしまった。

●補償の対象が偶然な事故により損害が生じた場合に損害保険金をお支払いします。

●①「火災、爆発・破裂」の損害については、まず全理連火災共済から共済金が支払われます。ワイドプランでは再調達価額基準の損害額と全理連火災共済で支払われるべき金額の差額をお支払いします。②から⑧までの事故についてはワイドプランのみから保険金をお支払いします。

●自己負担額は一律3万円となります。ただし、「サインポール、標識灯などの事故」以外の「全損事故の場合」「火災・爆発・破裂、落雷の事故の場合」は自己負担額が控除されません。※損害の額がワイドプランの加入金額を超過する事故を全損事故といいます。

●サインポール、標識灯などは、①「火災、爆発・破裂」、②「落雷、風・雹・雪災」の事故について、30万円をお支払限度額として補償します。③から⑧までの事故については補償の対象外となります。

(注)加害者が判明しているにも関わらず、加害者から賠償を受けずにワイドプランへすべての保険金を請求する事故については、加害者に損害賠償責任が発生するため、損保ジャパン日本興亜から加害者に求償することがあります。

※地震、噴火、津波が原因となる事故については、お支払いの対象となりません。